

## 草加市及び八潮市消防広域化協議会（第9回）の会議概要について

- 1 開催日時 平成26年11月13日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 会 場 草加市役所 第1・第2委員会室
- 3 出席者 別紙1「出席者名簿」のとおり。
- 4 報告事項 別紙2のとおり。
- 5 協議事項

- (1) 協議第33号「給料及び諸手当」

次のとおり承認された。

ア 給料表

広域化後に使用する給料表は、国の公安職俸給表（一）とし、8級制とする。

イ 給料表切替時の対応

広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額を基礎として、不利益が生じないよう切替えるものとする。切替に当たっては、基礎となる額の「同額又は直近上位」に位置づけることを原則として切替えるものとし、調整が必要な場合は個別に対応する。

なお、国の公安職俸給表（一）に切替えた場合、既に最高号給を超えている職員が発生するため、一定の期間に限り経過措置を設けるものとする。経過措置の具体的内容は、広域化時に国の公安職俸給表（一）の対象外となる職員が格付けされた各級に対し、組合として独自に号給を継ぎ足すものとする。ただし、当該職員が退職したときをもって継ぎ足した号給は順次廃止する。

ウ 諸手当

諸手当に対する基本的考え方

広域化後は、それぞれの市の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額（率）となるよう調整を行う。

調整に当たっては、国の基準及び両市の一般行政職員の支給状況を考慮するとともに、広域化前との支給額（率）に大きな差が生じる場合は、必要に応じて経過措置を設けるものとする。

## 広域化後の諸手当

- (ア) 扶養手当  
国基準（八潮市の基準）に統一する。
- (イ) 住居手当  
草加市の基準に統一する。
- (ウ) 通勤手当  
国基準（八潮市の基準）に統一する。
- (エ) 期末勤勉手当  
草加市の支給率に統一する。
- (オ) 期末勤勉手当役職加算率  
草加市の加算率に統一する（主査及び係長を除く）。ただし、主査及び係長は、一般職の位置づけとなるため、国基準に合わせて5%とする。
- (カ) 時間外勤務手当  
主事、主任、主査及び係長までを支給対象範囲とする。
- (キ) 管理職手当  
草加市の支給額に統一する（主査及び係長を除く）。
- (ク) 管理職員特別勤務手当  
平成26年人事院勧告後の八潮市の基準に統一する。支給条件については、臨時又は緊急時のみとする。
- (ケ) 特殊勤務手当  
草加市の基準に統一する。
- (コ) 地域手当  
国基準及び両市の支給率を考慮した上で統一する。

参考資料 諸手当の一覧

手当種別		草加市	八潮市	広域化後(案)	備考
扶養	配偶者	13,500	13,000	13,000	国基準(八潮市と同一)に統一
	配偶者以外 扶養配偶あり	6,500	6,500	6,500	
	配偶者以外 扶養配偶者なし	6,500	6,500	6,500	
	配偶者なし	11,000	11,000	11,000	
	16歳-22歳 子	11,500	11,500	11,500	
住居	借家 12001円-23000円	12,000円を控除した額	12,000円を控除した額	12,000円を控除した額	草加市基準に統一
	借家 23001円-	23,000円控除後の1/2 + 11,000円	23,000円控除後の1/2 + 11,000円	23,000円控除後の1/2 + 11,000円	
	持家	4,000	新築5年以上1,000円 新築5年未満2,500円	4,000円	
通勤	用具利用	2-4km 3,000	-5km 2,000		平成26年度人事院勧告による 国基準に統一
		4-6km 4,200		5-10km 4,100	
		6-8km 4,600		5-10km 4,200	
		8-10km 5,000			
		10-15km 6,500	10-15km 6,500	10-15km 7,100	
		15-20km 8,900	15-20km 8,900	15-20km 10,000	
		20-25km 11,300	20-25km 11,300	20-25km 12,900	
		25-30km 13,700	25-30km 13,700	25-30km 15,800	
		30-35km 16,100	30-35km 16,100	30-35km 18,700	
		35-40km 18,500	35-40km 18,500	35-40km 21,600	
		40-45km 20,900	40-45km 20,900	40-45km 24,400	
		45-50km 21,800	45-50km 21,800	45-50km 26,200	
		50-55km 22,700	50-55km 22,700	50-55km 28,000	
		55-60km 23,600	55-60km 23,600	55-60km 29,800	
	60km- 24,500	60km- 24,500	60km- 31,600		
電車	定期6月の額 交代勤務 通勤11回分運賃	定期6月の額 交代勤務 通勤11回分運賃	定期6月の額 交代勤務 通勤11回分運賃		
バス	通勤21回分運賃 交代勤務 電車と同じ	通勤21回分運賃 交代勤務 電車と同じ ICカード特典分を控除	通勤21回分運賃 交代勤務 電車と同じ ICカード特典分を控除	ICカード特典分控除	
期末	6月	1,225	一般職 1,225 管理職 1,025	1,225	当該年度における草加市の支給率に統一
	12月	1,375	一般職 1,375 管理職 1,175	1,375	
勤勉		0,675	一般職 0,675 管理職 0,875	0,675	当該年度における草加市の支給率に統一
期末 勤勉 役職加 算率	部長相当職	20%	20%	20%	草加市の加算率に統一(ただし、主査は一般職の位置づけとなるため、国基準に合わせて5%とした。)
	次長相当職	15%	17%	15%	
	課長相当職	13%	15%	13%	
	課長補佐相当職	11%	10%	11%	
	主幹	10%	10%	10%	
	係長	8%	5%	5%	
	主査	5%	5%	5%	
主任	5%	3%	5%		
時間外勤	支給範囲	主事・主任	主事・主任・主査・係長	主事・主任・主査・係長	主査・係長も時間外対象者
管理職	部長相当職	100,000	65,000	100,000	草加市の基準に統一
	次長相当職	70,000	60,000	70,000	
	課長相当職	60,000	55,000	60,000	
	課長補佐相当職	50,000・45,000	40,000	50,000・45,000	
	係長相当職	43,000・40,000			
管理職 員特別	部長相当職		現行 12,000	12,000	H26人勤後の八潮市の基準に統一。支給は災害編対処等の臨時・緊急時とする。
	次長相当職		現行 10,000	10,000	
	課長相当職		現行 8,000	8,000	
	課長補佐相当職		現行 6,000	6,000	
特殊 勤務	夜間特殊勤務	2h未満 160 2h以上-5h未満 200 5h以上 300		2h未満 160 2h以上-5h未満 200 5h以上 300	草加市の基準に統一
	夜間災害出動	1回 750		1回 750	
	死体処理	1回 1,000		1回 1,000	
	緊急消防援助隊出動	1日 5,000		1日 5,000	
地域		現行 6% (H26人勤前国基準 3%) (H26人勤後国基準 6%)	現行 3% (H26人勤前国基準 3%) (H26人勤後国基準 6%)	国基準に統一及び両市の支給率を考慮した上で統一	

(2) 協議第34号「経費の負担方法」

次のとおり承認された。

ア 経常的経費

負担方法

人口割（1月1日の住民基本台帳人口）とする。

経過措置

広域化の初年度及び2年目は経過措置を設けるものとする。

経過措置の内容

広域化前の消防費に係る決算額の直近3年平均の割合

（消防団・消防水利・庁舎建設・大規模改修等の経費を除く）

単独事業

広域化前の各市の単独事業を引き続き行う場合は、当該市の負担とする。

イ 投資的経費

広域消防組織の準備経費（情報システム整備、消防施設・車両等名称表示変更、被服等の統一に要する経費等）

広域化前の消防費に係る決算額の直近3年平均の割合とする。

（消防団・消防水利・庁舎建設・大規模改修等の経費を除く。）

消防車両、資機材等の備品、その他消防設備に要する経費

アの及びと同じ取扱いとする。

庁舎等消防施設の建設及び大規模改修工事等に要する経費

当該所在地の市に建設する庁舎等は、当該所在地の市の負担とする。

ウ 消防団経費

消防団経費は、各市の非常備消防組織であることから、当該市の負担とする。

エ 消防水利経費

消防水利は、各市の区域内の消火栓、防火水槽、貯水槽等の設置計画に基づき、新設・解体・維持管理を行うことから、当該市の負担とする。

オ その他

人口比率の急激な変化など、特別の事由により必要がある場合は、両市長で協議できる旨を規約に設けるものとする。

(3) 協議第35号「消防本部及び消防署所の名称」

次のとおり承認された。

ア 消防本部の名称

構成市が明確になるよう、消防本部名に両市の名称を入れ「草加八潮消防局」とする。

イ 消防署所の名称

消防署は市民に最も身近な消防機関であることから、大幅な変更は加えず、現在の消防署名から「市」を削るものとする。



草加市及び八潮市消防広域化協議会（第9回）出席者名簿

（敬称略）

会 長	田 中 和 明	草 加 市 長
副 会 長	大 山 忍	八 潮 市 長
委 員	椎 木 隆 夫	埼玉県東部地域振興センター所長
委 員	石 塚 光 宣	草 加 市 消 防 長
委 員	安 藤 一 明	八 潮 市 消 防 長
委 員	垣 沼 喜 代 久	草 加 市 消 防 団 長
委 員	平 野 光 一	八 潮 市 消 防 団 長

...出席      ...欠席





専門部会専決事項（報告）

通し番号	11	調整項目	事務分掌																				
<p>広域化時の事務分掌は、次の概要を基本として、広域化時までに規則に反映させる。</p> <p>《消防本部》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務</td> <td>組合事務の総合調整/組合議会に関する事/職員の人事給与・研修に関する事/企画立案に関する事/予算に関する事/財務管理に関する事 等</td> </tr> <tr> <td>予防</td> <td>建築物の確認同意/危険物施設の許可/火災原因調査/防火管理に関する事 等</td> </tr> <tr> <td>警防</td> <td>警防本部の運営/車両更新/開発行為の同意/救急業務の連絡調整 等</td> </tr> <tr> <td>情報指令</td> <td>ネットワークの総合調整/通信指令システムに関する事/災害通報の受信・出動指令に関する事 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>《消防署》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(仮称)</th> <th>主な所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消防署</td> <td>管理課</td> <td>消防署の総合調整/消防署の予算・決算/消防署庁舎の維持管理/消防団に関する事 等</td> </tr> <tr> <td>第1部 第2部</td> <td>火災の予防/災害の警戒、防ぎよ、調査、情報収集/火災原因調査/救助活動/救急活動/啓発活動/車両資機材の維持管理</td> </tr> <tr> <td>分署等</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>				部門	主な事務分掌	総務	組合事務の総合調整/組合議会に関する事/職員の人事給与・研修に関する事/企画立案に関する事/予算に関する事/財務管理に関する事 等	予防	建築物の確認同意/危険物施設の許可/火災原因調査/防火管理に関する事 等	警防	警防本部の運営/車両更新/開発行為の同意/救急業務の連絡調整 等	情報指令	ネットワークの総合調整/通信指令システムに関する事/災害通報の受信・出動指令に関する事 等		(仮称)	主な所掌事務	消防署	管理課	消防署の総合調整/消防署の予算・決算/消防署庁舎の維持管理/消防団に関する事 等	第1部 第2部	火災の予防/災害の警戒、防ぎよ、調査、情報収集/火災原因調査/救助活動/救急活動/啓発活動/車両資機材の維持管理	分署等	同上
部門	主な事務分掌																						
総務	組合事務の総合調整/組合議会に関する事/職員の人事給与・研修に関する事/企画立案に関する事/予算に関する事/財務管理に関する事 等																						
予防	建築物の確認同意/危険物施設の許可/火災原因調査/防火管理に関する事 等																						
警防	警防本部の運営/車両更新/開発行為の同意/救急業務の連絡調整 等																						
情報指令	ネットワークの総合調整/通信指令システムに関する事/災害通報の受信・出動指令に関する事 等																						
	(仮称)	主な所掌事務																					
消防署	管理課	消防署の総合調整/消防署の予算・決算/消防署庁舎の維持管理/消防団に関する事 等																					
	第1部 第2部	火災の予防/災害の警戒、防ぎよ、調査、情報収集/火災原因調査/救助活動/救急活動/啓発活動/車両資機材の維持管理																					
	分署等	同上																					

通し番号	18・19	調整項目	消防法令上の市長・消防長の権限
<p>1 消防法令上市長の権限に属する事務の専決区分          広域化前と同様に、消防長又は課長の専決とするが、施設の規模その他の要件を明確にした上で専決を区分するものとし、広域化時までに規則に反映させるため、両市予防課で調整を行う。</p> <p>2 消防法令上消防長の権限に属する事務の専決区分          建物の規模や種別に応じて消防長の決裁又は課長の専決とするが、その区分について明確になるよう広域化時までに規則に反映させるため、両市予防課で調整する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>消防法令上、市長の権限に属する事務の例              危険物施設の同意事務、液化石油ガス施設に関する事務、火薬取締法に基づく事務等</p> <p>消防法令上、消防長の権限に属する事務の専決区分              建築物の新設、変更等に係る消防長の同意等</p> </div>			

通し番号	109	調整項目	人事給与システム
<p>広域化後の人事給与システムは、広域消防組織で独自に導入する。</p>			

通し番号	56	調整項目	市福祉部門との連携																					
<p>市福祉部門と連携している業務については、広域化後も継続して実施する。          広域化後は、市とは別の地方公共団体となるため、組合と市との間で事業実施に関する協定等を事前に締結する。          両市が異なった方式で実施している業務は、広域化後も両市福祉部門との連携を密にする。</p>																								
<p>現在の主な連携内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>草加市消防本部</th> <th>八潮市消防本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救急情報管理</td> <td>(救急ネット)</td> <td>(救急キット)</td> </tr> <tr> <td>福祉緊急通報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX119番</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>メール119番</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障がい者への災害時メール配信</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話通訳者手配</td> <td>聴覚障がい者からの救急要請時に手話通訳者依頼があった場合。消防が通訳者を要請</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	草加市消防本部	八潮市消防本部	医療救急情報管理	(救急ネット)	(救急キット)	福祉緊急通報			FAX119番			メール119番			障がい者への災害時メール配信			手話通訳者手配	聴覚障がい者からの救急要請時に手話通訳者依頼があった場合。消防が通訳者を要請	
種別	草加市消防本部	八潮市消防本部																						
医療救急情報管理	(救急ネット)	(救急キット)																						
福祉緊急通報																								
FAX119番																								
メール119番																								
障がい者への災害時メール配信																								
手話通訳者手配	聴覚障がい者からの救急要請時に手話通訳者依頼があった場合。消防が通訳者を要請																							

通し番号	20	調整項目	消防同意事務
<p>消防同意事務は、一連の事務を本部予防課で実施。          審査書は、全ての同意事務に対して作成するものとし、様式は、現在の草加市消防本部のものとする。</p>			

通し番号		調整項目	今後の専門部会の進め方
<p>細部にわたる調整事項は、分科会を設置した上で調整し、決定事項は全委員へ報告する。</p>			